
 論 説

イタリア共和国における 「当事者の合意に基づく強制執行手続の停止」

— 執行手続中における和解の契機 —

中 村 壽 宏

第 1 本稿の目的

本稿は、イタリア共和国の民事訴訟法第 624 条の 2 に規定されている、「当事者の合意に基づく強制執行手続の停止 (Sospensione su istanza delle parti)」の制度を紹介するものである¹⁾。

我が国の現行の民事執行手続においては、ひとたび強制執行が開始されたときは、もはや債務者、差押債権者および配当要求をして参加した債権

1) 本稿において参照するイタリア語の文献は、以下の通りである。

Giorgio FRUS, *624bis: Sospensione su istanza delle parti*, in *Le Recenti Riforme del Procedura Civile TOMO I*, diretto da Sergio CHIARLONI, ZANICHELLI 2007, pp. 1184ss.

Lorenzo CROCINI, *Istanza di sospensione volontaria ed istanza di rinvio nel processo esecutivo*, <https://www.altalex.com/documents/news/2008/04/24/istanza-di-sospensione-volontaria-ed-istanza-di-rinvio-nel-processo-esecutivo.2008>;

Francesco PORCARI, *624bis: Sospensione su istanza delle parti*, in Enzo VULLO, *Le fonti del diritto italiano Codice dell'esecuzione forzata*, Giuffrè 2015, pp. 968ss.;

Cristina ASPRELLA, *Codice di Procedura Civile 5ed. Tomo II*, a cura di Nicola PICARDI, Giuffrè 2010, pp.3002ss.;

Chiara PETRILLO, *Commento all'art. 624-bis*, in *Commentario del codice di procedura civile VII I*, a cura di Luigi Paolo COMOGLIO - Claudio CONSOLS - Bruno SASSANI - Romano VACCARELLA, UTET 2014, pp. 454ss.;

Anna Maria SOLDI, *Formulario dell'esecuzione forzata 3a ed.*, CEDAM 2015, pp. 1217ss.;

Federica CABRINI, *624bis: Sospensione su istanza delle parti*, in *Commentario breve al Codice Procedura Civile 9a ed.*, a cura di Federico CARPI - Michele TARUFFO, CEDAM 2018, pp. 2509ss.

者等の意思を調整する機会は手続的には用意されていない。むしろ、実務的には、当事者間、代理人間あるいは執行官の助言などによって和解協議が試みられることはあろう。しかし、それは執行手続自体を止めるものではないので時間的な制約は厳しく、しかも一部当事者間で密やかに進められることを許すものでもある。

確かに、債務名義を取得した以上、債権者としては自己の権利の強制的な実現を踏みとどまる理由は無く、この段階でなお債務者の説明や弁済の見通しに曖昧な点があれば、債務者の言を考慮することなく、強制執行手続に着手することには何の問題もない。しかし、債権者としては、弁済のために融資の協議や不要品の売却などを進めるとしても、相手方のあることであるから実行の準備が整うまで債権者に全ての事情を明かすわけにもいかない、ということもあるだろう。そうすると、債権者が強制執行手続に着手した後であっても、債務者が弁済を可能ならしめる合理的事情を整えるということは、充分にありうることと言える²⁾。

そうであるならば、我が国の民事執行においても、差押債権者が、配当要求をしている債権者も含めて、債務者と示談の協議をするために、執行手続を任意に停止させる制度を準備することには合理性が認められると言ふべきである³⁾。

もちろん、和解ならば訴訟進行中にまたはそれに至る前にすべきであつて、債務名義成立の直後ならまだしも、執行が開始された段階においてすらなおその機会を与えることは債務者を甘やかすことになる、という意見

2) 町村泰貴「執行手続における和解的契機」判タ第1043号(2000)18頁は、確定判決を債務名義とするケースにおいても、たとえば地方裁判所の判決のうち約4割は欠席判決によるものであり、債務名義までに和解交渉をする余地がほぼ無かったのではないかと推測する。なお、最高裁判所「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第8回)」(2019)26頁表14によれば、地方裁判所の判決のうち約4割が欠席判決という状況は、現在でも変わっていない。

3) 倒産を回避して経済的に立て直しを図ろうとする債務者に対する配慮の必要性を主張し、強制執行の段階に進んだとしても、なお和解の可能性を模索する必要性を強く訴える見解もある。小柳茂秀『財産開示の実務と理論』(日本加除出版、2013)349頁

も強かろうと思われる⁴⁾。また、これを制度化すると、単純に執行妨害の手段としてしか利用されないと危惧する声も出よう⁵⁾。

この点につき、ドイツ民事訴訟法には、すでに「事件の和解的解決」を目指す第 802b 条をもっている。この第 802b 条については、最近、複数の論考が発表されているが⁶⁾、やはり執行段階に至ってまで債務者に便宜を与えることに抵抗感があるからか、我が国においては、この制度化の議論は高まらないようである⁷⁾。

そこで、同様の指向性のもと、明確に「和解協議の時間を確保するために執行手続を停止する」という明文規定をもつイタリア共和国の民事訴訟法を紹介することによって、執行段階における平和的解決の制度化⁸⁾の可能性を論じるひとつの機会としようと考えた次第である。

第 2 当事者の合意に基づく強制執行手続の停止の制度の創設

1 立法の背景

イタリア共和国における当事者の合意に基づく強制執行手続の停止の制度（以下「合意執行停止制度」とする。）は、2005 年に成立した「経済・社会および国土の発展のための行動計画に関する緊急命令法」⁹⁾によって導

4) 町村・前掲注 (2) 18 頁

5) 小柳・前掲 (3) 350 頁

6) 内山衛次「強制執行の和解的解決」民事訴訟雑誌第 62 号 (2016) 23 頁以下、史明洲「『和解的執行（執行 ADR）』再考：ドイツ法・中国法の実務運用を手がかりとして」一橋法学第 16 巻第 2 号 119 頁以下。内山・同 121 頁は、第 802b 条 1 項が「執行官は、手続のあらゆる段階で、和解的解決に配慮しなければならない」と規定していることから、和解的執行はドイツにおいて強制執行の指導原理に押し上げられていると指摘する。

7) その他、中華人民共和国における「執行和解」を解説するものとして史明洲・前掲注 (6) 135 頁以下、フランスの状況を解説するものとして町村・前掲注 (2) 19 頁以下、がある。

8) 小柳・前掲 (2) 350 頁

9) イタリア政府が立法的命令「D. L. 14 marzo 2005, n. 35」として公布し、議会によって法律「L. 14 maggio 2005, n. 80」に転換された「経済・社会および国土の発展のための行動計画に関する緊急命令」により導入された。https://www.camera.it/parlam/leggi/05080l.htm

入されたものである。

当時のイタリアは、経済成長率が1.6%程度¹⁰⁾、他のEU諸国と比較して極端に低いというわけではないが、当時のいわゆる首相にあたるシルヴィオ・ベルルスコーニ閣僚評議会議長の強力な指導力のもとで社会構造の改革が推し進められていた時期に当たる。この緊急命令法も、この社会構造改革の一環として、ベルルスコーニ政権が緊急の必要性から暫定措置として命令を発し、これを議会が直ちに法律に転換したものである¹¹⁾。

この緊急命令法の第2条により、倒産法、民事訴訟法（民事執行手続の規定を含んでいる。）が改正され、特に民事執行手続については大規模な修正が行われた。もともと、イタリア共和国には、自国の民事手続には不合理な点が多く、紛争の解決に長期間を要する傾向があり、それが社会改革や経済発展にブレーキをかけているという認識があった。それゆえ、イタリア共和国の議会は、1990年頃からたびたび民事手続の改革を続けてきた¹²⁾。

そのなかでも、2005年の改正は、大掛かりな社会構造の改革を図るものであった。その第1条が、イタリア経済の立て直しの前提として最重要課題であった税制改革、通貨偽造対策および国際化対応に係る規定であった

10) https://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sa04-02/sa04-si-it.html

11) D.L. (= Decreto Legge) とは、イタリア共和国憲法第77条により認められた、緊急の必要があるときに政府によって公布される、法律の効果をもつ暫定措置命令である。これが公布されると、議会が直ちに招集され、議会により公布後60日以内に法律に転換されなければならない。むろん、転換されないときは失効する。

実際には、日本の感覚だと本来議会で提出して審議すべき政府提出法案を、イタリアでは Decreto Legge という形式で先に公布してしまい、そのあと議会によって審議・成立させるという手法として用いられることが多い。もちろん、法律に転換する際に、議会によって内容が修正されることも珍しくない。

12) これまでのイタリア共和国民事訴訟法の各種改正の概要について触れる文献としては、以下のものがある。飯塚重男「イタリアにおける民事司法の改正(1)」上智法學論集第38巻(1994)1号1頁以下、中村壽宏「イタリア民事訴訟法改正における訴訟手続の迅速化」法学政治学論究第20号(1994)125頁以下、同「イタリア共和国の『民事訴訟に対する緊急措置』法」国際商事法務第22巻第4・5・6号(1994)各号326頁、471頁、610頁以下、同「イタリア共和国の新しい少額事件裁判所—治安裁判官の成立の経緯と本質」九州国際大学法学論集第2巻第1号(1995)147頁以下

ことは当然であった。そして、それに引き続いて民事手続改革の規定を、しかもただひとつの条文で6500字近い大規模な規定をもって民事手続に関するさまざまな法律の多くの条文の改正を行ったことは、この当時、訴訟制度の改革がどれだけ重要視されていたかを物語っていると言ってよいだろう。

2 合意執行停止制度の概要

法改正前においては、イタリア共和国民事訴訟法は、執行異議の申立てを理由とする場合にのみ強制執行の停止を認めていた(624条1項)¹³⁾。ここに、法改正によって追加されたのが合意執行停止制度であるが、条文は、次のようになっている。

民事訴訟法第624条の2 [当事者の申立による執行の停止]

1 執行裁判所は、債務名義を有するすべての債権者の申立てに基づき、債務者の意見を聴いたうえで、24ヶ月を限度として、執行手続を停止することができる。

この申立ては、買受申出の期限の20日前、または期間入札が実施されない場合においては期日入札の15日前をそれぞれ限度としてすることができる。

この申立てに基づいて、執行裁判所は、その申立ての提起から10日以内に執行停止について裁判する；申立てを認めるときは、第490条第2項[公告]を適用すべき場合においては、執行停止決定の書記官室への交付から5日以内に、その執行停止決定を差押財産の管財人に通知し、財産評価報告書を公開するインターネットサイトにおいてこれを公開することを書記官に命じる。

執行停止は、一回を超えてこれを命じることができない。

13) 「執行異議が申立てられた場合は、重大な理由があるときに限り、当事者の申立により、担保を提供させまたはこれをさせないで、執行裁判所は手続を停止する」と規定されている。

執行停止の決定は、債権者のうちの一人だけの請求に基づくときであっても、債務者の意見を聴いたうえで、これをいつでも取り消すことができる。

2 執行停止の期間満了から10日以内に、利害関係ある当事者は、執行手続を続行すべき期日を定めるための申立書を提出しなければならない。

3 動産執行においては、執行停止の申立ては、差し押さえられた動産の搬出の日の確定のときまで、またはこの動産の売却が管財人によって管理されている場所において実施されなければならないときは、売却の日の10日前まで、これを行うことができる；どのような場合であるかにかかわらず、商業的広告を実施すべきことが命じられているときは、その広告が行われるまでとする。

第三者が占有する物または債権に対する執行においては、執行停止の申立ては、第三者の申述¹⁴⁾のあとにおいては、これを行うことができない。

この条文の文言から、合意執行停止制度は、次のような構造を持っていることがわかる。

第1項 合意による執行停止の要件と手続

- ① 債務名義を有する全ての債権者の意思に基づく申立によることで、主導権はあくまでも債権者側にあるという建前をとっていること。
- ② 申立ての期限が厳格に定められていること。
- ③ 債権者は合意執行停止に対する同意を撤回することができ、それを受けて執行裁判所によって執行停止が取り消される余地があること。

14) 第547条が規定する、動産を占有する第三者または第三債務者に、占有中の動産または債務の内容について、執行裁判所において申述させる制度である。

第 2 項 執行停止期間満了後の手続

- ① 執行裁判所が定めた停止期間が経過したときは、利害関係人が執行手続の続行を申し立てるべきこと。

第 3 項 動産執行、債権執行についての特則

- ① 動産執行および債権執行の場合においては、それぞれの手続の性質に由来する特則があること。

要約するならば、第 624 条の 2 の合意執行停止制度とは、手続に参加する債務名義を有する全債権者の合意のもとで、1 人または複数の債権者が一定期間内に執行停止を申立てたときは、債権者と債務者との間でなんらかの和解に達するための協議のため、執行裁判所は最大で 24 ヶ月のあいだ執行手続を停止する、というものである。

3 制度の目的と立法までの経緯

(1) 制度目的

この合意執行停止制度は、執行段階における和解を認めることにより、訴訟手続外でより簡易かつ迅速に債権を回収したいという債権者の現実的な要求と、イタリア共和国の民事手続の原理の一つである訴訟手続の集中主義とを、いわゆる訴訟経済の要求を踏まえつつ、その両立を図る点にあると言われている¹⁵⁾。ここでいう債権者の現実的な要求とは、つまるところ債権者の行動に制約を課しうる裁判所ないし執行法規範の影響下から脱したうえで、執行手続を完徹するよりも有利な条件を債務者から引き出して、迅速に結論をまとめたい、ということである¹⁶⁾。この条件が分割弁済を内容とするならば（多くの場合、そうなるだろうことは想像に難くない）、結果として回収には時間がかかるかもしれないが、その条件がより多額の弁済が期待できる合理的内容であるならば、多くの債権者はむしろその方をこそ望む、と考えられるからであろう¹⁷⁾。

15) CROCINI, *op. cit.* (1) Sec. 1.; CABRINI, *op. cit.* (1), p. 2509.

16) SOLDI, *op. cit.* (1), p. 1217.; PORCARI, *op. cit.* (1), p. 969.; PETRILLO, *op. cit.* (1), p. 457.

いっぽうで、この制度を利用すれば、債権者と債務者は、法廷外で手続的な束縛から脱した状態での自由な協議が実行できるが、それ以外の利害関係人、つまりは買受希望者の利益が手続内に置き去りになることになる。本条が細かく定める申立時期の明確な制限を規定する第3項は、この問題に対処するため、2006年の改正により追加されたものである。

(2) 合意執行停止制度の導入以前の状況

なぜこのような制度が創設されるに至ったのかを理解するためには、制度創設前の実務の状況を知る必要がある¹⁸⁾。

制度創設前の執行実務においても、執行段階において、債権者と債務者が手続外で和解を試みることは特に珍しいことではなかった。そして、このような場合に、まだ和解協議中であるにもかかわらず、債権者が「債務者からの債務全額の弁済を受ける見通しとなった」という理由を立てて、執行官に対して「執行手続延期の申立て」をするという方法を便宜的に採ることが通例であったとされる¹⁹⁾。当時は、この状況下で執行手続を直ちに停止しうる適切な規範が、ほかになかったからである²⁰⁾。

しかし、これは強制競売の直前、とくに入札のまさにその日においても、執行官に直接申し立てられることがあった。そうすると、これは競売の目的物の取得に対する買受希望者の期待を、予期しない時機において完全に裏切るものとなった²¹⁾。

このような事情から、学説は、執行手続延期の申立てという制度を便宜的に利用してする手続外の和解のための執行停止に対して、おおむね否定的であった²²⁾。

17) FRUS, *op. cit.* (1), p. 1184.

18) 制度創設前の状況の概要について、PETRILLO, *op. cit.* (1), p. 456.

19) CROCINI, *op. cit.* (1) Sec. 1.

20) 当時は、執行手続の一時的な停止も執行裁判所の訴訟指揮権の範疇と考えられていた。PORCARI, *op. cit.* (1), p. 969.; PETRILLO, *op. cit.* (1), p. 463.

21) CROCINI, *op. cit.* (1) Sec. 1.

22) ASPRELLA, *op. cit.* (1), p. 3023; CROCINI, *op. cit.* (1) Sec. 1.

第3 イタリア共和国における執行手続の概要

1 概要

合意執行停止制度の詳しい内容を説明する前に、イタリア共和国における民事執行手続の概要を確認しておく²³⁾。

金銭執行手続においては、債権執行の場合を除き、差押手続と売却・配当手続とが明確に分離されている。たとえば、我が国における不動産に対する強制執行の開始決定は、差押えであると同時に強制競売の開始決定であるが、イタリア共和国においては差押えと強制競売の開始は手続的に分離されている。つまり、強制執行を求める債権者は、まず地方裁判所において差押申立をして差押命令を得た後、一定の期間をおいて、売却手続または任意譲渡手続の実施をさらに申し立てなければならない。

2 差押えの申立て

まず、債権者が債務名義(474条)と執行文(475条以下)を取得することが前提となる点については、我が国の執行手続と同様である。我が国と異なる点は、債権者は、執行文の付与を受けたあと、債務者に対して、執行文付き債務名義とともに「履行催告書 *atto di precetto*」を、執行官を介して送達しなければならない点である(479条以下)。履行催告書には、10日以上の猶予期間を示したうえで、この間に履行がなければ強制執行手続に着手する旨の通告が明記される。

履行催告書に示された猶予期間が経過した後、履行催告の送達日の翌日を起算点として90日以内に、債権者は管轄権を有する地方裁判所に差押えの申立てをすることができる。

差押えそれ自体は、その対象が不動産、動産または債権のいずれであるかに関わりなく、「債務者は、強制競売の対象となった財産およびその果実

23) 詳細については、中村壽宏「イタリア共和国の財産開示手続－2015年民事訴訟法改正による電磁的方法を用いた財産調査制度の導入まで」神奈川大学法学部50周年記念論文集(2016)347頁以下、に詳しい。

について、この差押命令書に明示された債権に対する責任財産から除去するための、いかなる行為もしてはならない」との処分禁止を命じる文言による差押命令をもって行われる (492 条)²⁴⁾。

差押命令の発令に続き、動産に対する執行においては、執行官は債務者が占有する動産を捜索し (513 条)、金銭、債権証書および高価品についてはこれを書記官に引き渡す (520 条 1 項)。それ以外の動産については、執行官は財産管理人を選任するが、これは債権者の同意のもとで債務者本人またはその家族が充てられることもできる (521 条)。

第三者の占有する動産に対する執行および債権執行においては、第三者に対する差押命令の送達が実施される (543 条)。

不動産執行においては、執行官によって、債務者に対する強制競売開始決定の送達と差押登記 (555 条) とが、それぞれ実施される。この場合、債務者は、差し押さえられた自己の不動産について、自動的に無報酬の財産管理人となる (559 条 1 項)。

3 差押命令発令後の手続

債権執行の場合を除き、債権者は、差押命令の発令から 10 日経過し、かつ 45 日を経過しない期間において (501 条)、売却等の申立てをしなければならない。

債務者の占有する動産に対する執行においては、執行官が捜索して差し押さえた動産について、債権者が執行裁判所に売却等の申立てを行う。執行裁判所は、債務者の審尋および売却条件決定のための意見申述をするための期日を開き、異議がなければ直ちに、異議があれば判決をもって裁判したうえで、売却または任意譲渡を決定によって命じる (530 条)。

第三者の占有する動産に対する執行においては、債権者は、まず第三者²⁵⁾に対して、目的物についての情報提供 (第三者申述) を求める。債務

24) ただし、債権差押えの場合には、第三者に対する処分禁止命令や目的物に関する各種の情報の提供を求める第三者申述の要請などが追記される (543 条)。

者の物を占有する第三者は、差押債権者に対して、書留郵便または内容証明電子メールの方法で、各種の情報²⁶⁾を申述する(547条)。その後、異議がなければ²⁷⁾、執行裁判所は、売却または任意譲渡を決定によって命じる(530条)。

債権執行においては、第三者の占有する動産に対する執行と同様に、第三者に目的物についての情報提供を求める²⁸⁾。そして、その債権に弁済期が到来しているかまたは少なくとも90日以内に弁済期が到来するときは、執行裁判所は、第三者から(弁済期末到来の場合は弁済期を待って)弁済を受け、それを差押債権者および配当要求権者に配当する。(553条1項)。それ以外の場合には、動産執行の場合に準じて、執行裁判所は、売却または任意譲渡を決定によって命じる(530条)。

不動産執行においては、差押債権者または債務名義を有する配当要求権者は、差押命令の送達から10日を経過した後、執行裁判所に売却または任意譲渡を申し立てることができる(567条、589条)。その後、評価人による評価(568条)を経て、執行裁判所は売却手続開始決定をし(569条)、それを公告して買受の申し出を受けつける(571条)。そして入札の後、最高価買受申出人に対して支払方法および支払期日を定める売却命令(574条)を発令する。売却手続は、執行裁判所の管轄区域内に事務所を持つ公証人、弁護士または公認会計士が、執行裁判所の委託を受けて実施する(591条の2)。

25) この第三者は、差し押さえられた動産に関して、財産管理人としての法律上の義務を負う(546条)

26) 自身の占有する動産およびその引渡し可否、さらに既にそれらに対してすでに差押えがあるときはその旨などが中心となる。Andrea GRAZIOSI-Laura DURELLO, 547: *Dichiarazione del terzo*, in *Commentario breve al Codice Procedura Civile 9a ed.*, a cura di Federico CARPI - Michele TARUFFO, CEDAM 2018, p. 2076.

27) 第三者がこの申述をしなかったときは、執行裁判所が第三者を審尋する期日を開く。第三者がこれにも出頭せず、または出頭しても申述を拒否するときは、この第三者は進行中の執行手続に何ら異議がないものとみなされる(548条)

28) 自身が負担する債務の額および弁済期日、さらに既にそれらに対する差押えがあるときはその旨などが中心となる。

それぞれの執行手続において差押目的物の売却が行われたときは、続いて配当を行う。弁済を求めている者が差押債権者のみであるときは、差押債権者に弁済金を交付し、剰余金は債務者に交付する(510条)。差押債権者のほかに担保権者や配当要求権者がいる場合は、動産執行の場合は、すべての債権者間に合意が成立した場合はそれにより(541条)、その合意がないときは執行裁判所が裁判によって配当する(542条)。

不動産執行の場合は、執行裁判所または売却事務の委託を受けた者が、代金の納付から30日以内に配当表を作成する(596条)。

第4 当事者の合意に基づく強制執行手続の停止の制度の内容

1 当事者の合意に基づく執行の停止(1項)

(1) 申立権者と申立ての方法

合意執行停止制度の目的は、先に述べたように、訴訟手続外で簡単に債権回収をしたいという債権者の要求を実現する点にある。しかし、この制度を利用することで特定の債権者のみが他の債権者を出し抜いて利益を得ることは認めるべきではない。そこで、執行手続停止の申立ては、債権者の意思が統合されることが前提となる²⁹⁾。したがって、申立ては、現に執行手続に参加している³⁰⁾債務名義を有するすべての債権者が全員でこれをする必要がある。もちろん、執行裁判所によって合意執行停止が決定された後で執行手続に遅れて参加した債権者がいる場合は、その者の意思も確認されなければならない³¹⁾。

ここで申立てに参加する債権者に債務名義を要求する理由は、この制度の利用があくまで執行手続上の行為であるため、執行手続の追行権限が必

29) PORCARI, *op. cit.* (1), p. 969.; CABRINI, *op. cit.* (1), p. 2509.

30) ASPRELLA, *op. cit.* (1), p. 3024.; FRUS, *op. cit.* (1), p. 1187.は、債務名義を有しながら現に開始されている執行手続に対して配当要求をして参加する意欲すら持たない債権者の同意は不要と言い切る。

31) PORCARI, *op. cit.* (1), p. 969.; PETRILLO, *op. cit.* (1), pp. 458ss.

要であるからである³²⁾。いいかえれば、執行手続を開始し続行する権限を持つのは有名義債権者だけなので、停止させる権限もまた有名義債権者だけであるということである³³⁾。

したがって、執行手続に参加しているとしても、債務名義を持たない者には申立権限はない。たとえば、担保権者など優先弁済権を持つ者は手続の結果として弁済を受けるだけであり、執行手続の進行についてなんらかの権限を持つ者ではないので、申立権限はないものとされる³⁴⁾。

いっぽう、債務名義の内容が争われている者であっても、仮執行宣言の取消しなどにより明確に執行力が停止されていない限り³⁵⁾、執行手続の追行権限自体は消滅していないのでこの申立権限が認められる。この制度は、債権者の適格性を見極める手続ではないからである³⁶⁾。

申立ては、書面によって行うことはもちろん、なんらかの期日において口頭で提起されてもよいとされている³⁷⁾。たとえば、不動産執行においては、差押命令の発令に引き続き、差押債権者等が執行裁判所に売却の申立て(567条)をするが、執行裁判所はこの申立てを受けて、売却条件等の決定のために債権者および債務者を審尋する期日を設ける(569条1項)。実務上は、この期日において債権者の誰かが合意執行停止を申立て、出頭している債務者の意見聴取を行い、それを受けて期日に参加している他の債権者が漸次これに同意する、という合意形成もあり得るとされる^{38) 39)}。も

32) PORCARI, *op. cit.* (1), p. 970.; PETRILLO, *op. cit.* (1), p. 459.; CABRINI, *op. cit.* (1), p. 2509.

33) FRUS, *op. cit.* (1), p. 1188.

34) SOLDI, *op. cit.* (1), p. 1218.; PORCARI, *op. cit.* (1), p. 970.; FRUS, *op. cit.* (1), p. 1186.; FRUS, *op. cit.* (1), p. 1188.

35) PORCARI, *op. cit.* (1), p. 970. は、債務名義について執行力を停止された債権者の同意は必要ないとする。

36) PORCARI, *op. cit.* (1), p. 969. 一方、PETRILLO, *op. cit.* (1), p. 461. は、実効性が疑われる債務名義に基づいて合意執行停止に対して妨害を試みる債権者がいるだろうとの推測のもとに、この考え方に否定的である。

37) SOLDI, *op. cit.* (1), p. 1218.; PORCARI, *op. cit.* (1), p. 970.; ASPRELLA, *op. cit.* (1), p. 3024.; FRUS, *op. cit.* (1), p. 1189.

38) SOLDI, *op. cit.* (1), p. 1223.; PORCARI, *op. cit.* (1), p. 971.; PETRILLO, *op. cit.* (1), p. 464.; FRUS, *op. cit.* (1), p. 1189.

もちろん、この申立てを主導的にする債権者は期日指定を受けて合意執行停止の申立てを決意しているので、期日に欠席する予定の債権者も含め、あらかじめ全ての債権者と事前の摺り合わせを行って同意を取り付けておくのが通例とされる⁴⁰⁾。

合意執行停止の申立ては、ひとつの執行手続においてただ一度しかすることができない⁴¹⁾。もっとも、この規定の趣旨は、合意執行停止を反復して期間を延長することを禁じるものであって⁴²⁾、合意執行停止の申立てが却下されたときに、要件を整えて再度申立てをすることを制限するものではない⁴³⁾。

(2) 債務者に対する聴取

差押債権者らの申立てについて、債務者の同意は必要とされない⁴⁴⁾。この制度の適用による執行の停止は、債務者にとっては事実上の恩恵とはなるが、債務者になんらかの手續上の役割を与えるものではない⁴⁵⁾。

ただし、申立書に債務者が予め署名している場合を除き、とりあえず債務者の意見は聴かれなければならないこととされている⁴⁶⁾。この債務者

39) 書面によって合意執行停止が申立てられたときは、申立書には「債務名義を有するすべての債権者合意により」と記すだけでよいが、期日において口頭で申立てられたときは、執行裁判所により執行停止の決定書に差押債権者その他の債権者の名前が列挙される。SOLDI, *op. cit.* (1), pp. 1220ss.

40) PORCARI, *op. cit.* (1), p. 970.

41) 624条の2の合意執行停止は、明らかに民事訴訟手続の合意停止(296条)の制度にヒントを得たと考えられている。民事訴訟法の立法当初は、第296条による停止の回数に制限がなかったことから、頻繁に停止の申立てがなされて混乱することがあったため、現在はひとつの訴訟手続において「1回だけ」と明記されることとなった。この事情を参考にしてしていると推測されている。PORCARI, *op. cit.* (1), p. 969.

42) CABRINI, *op. cit.* (1), p. 2510.

43) FRUS, *op. cit.* (1), p. 1193.

44) PORCARI, *op. cit.* (1), p. 970; CABRINI, *op. cit.* (1), p. 2519; これに対し、PETRILLO, *op. cit.* (1), p. 463. は、債務者の同意が必要とする。

45) PORCARI, *op. cit.* (1), p. 970.

46) SOLDI, *op. cit.* (1), p. 1218. は、第三者の占有する動産が差し押さえられたときは、この第三者に対する聴取も必要と説く。PETRILLO, *op. cit.* (1), p. 462. もこれに賛成する。

への意見聴取は、執行裁判所が、その時点における債務者を取り巻く状況を把握する目的で行うものであり⁴⁷⁾、これによってなんらかの和解成立の可能性を前提とした停止期間の長さを判断することになる。

(3) 申立期間

合意執行停止の申立ては、次の不変期間内になされなければならない。

I 原則

① 期間入札が実施される場合：買受申出書提出のための期間の満了日の20日前まで⁴⁸⁾

② 期日において競り売りが実施される場合：その期日の15日前まで

II 債務者の占有する動産に対する競売の場合

① 差し押さえられた動産が債務者の住居等から搬出されるべきとき：執行官による搬出日が確定するまで

② 動産の売却が債務者の住居等において実施されるとき：売却期日の10日前まで

③ 売却のための商業広告の実施が命じられているとき：上記①②にかかわらず、商業広告がなされる前まで

III 第三者の占有する動産に対する競売および債権執行の場合

47) 状況を把握するだけの目的で行われるものであるから、必ずしも債務者が出頭する必要はなく、債務者自身の意思で作成された文書を提出することで足りる。SOLDI, *op. cit.* (1), p. 1218; ASPRELLA, *op. cit.* (1), p. 3025. は、その情報収集という目的から、規定文言から類推して、必要な限りその他の利害関係人に対する聴取も可能と説く。FRUS, *op. cit.* (1), p. 1191. もこれに賛成する。

48) 民事訴訟規則第161条の2は、買受申出人が現れた後であっても、債権者と保証金を寄託した買受申出人が合意すれば、売却手続を停止できるとしている。

ASPRELLA, *op. cit.* (1), p. 3024, FRUS, *op. cit.* (1), p. 1190.およびCROCINI, *op. cit.* (1) Sec. 4. は、この合意があるときは、この規則に基づく停止期間中に合意執行停止の申し立てをすることができると説く。PETRILLO, *op. cit.* (1), pp. 466ss. も、規定文言を「買受申出人が現れるまで」としなかったことにより、実際に合意執行停止の申立期間内に買受申出人が現れる可能性に言及する。この場合には、保証金を提供した買受申出人に対するある種の特別の保護が必要となるので、買受申出の提起の後に合意執行停止が申し立てられ、またはそれが決定されるためには、買受申出人らの合意が必要となるとする。

① 第三者申述 (547 条) がなされる前まで⁴⁹⁾

また、624 条の 2 の条文は、いわゆる金銭執行に対する申立期間しか定めていないが、これ以外の目的の強制執行、たとえば引渡しもしくは明渡しまたは作為義務もしくは不作為義務にかかる執行手続においては、その執行が完了するまでは債権者等は合意執行停止の申立てができるとするのが通説である⁵⁰⁾。

(4) 執行裁判所がするべき手続

合意執行停止を求める差押債権者らの申立てが期日外で文書によってなされたときは、執行裁判所は、申立てから 10 日以内に⁵¹⁾、合意執行停止の可否を検討するための審尋期日 (485 条) を開く⁵²⁾。そのうえで、決定によって、執行手続を停止し、または停止の必要を認めないときは申立てを棄却する⁵³⁾。むろん、執行停止に同意しない債権者がいるなど、要件を満たさないときは却下となる。

執行手続を停止したときは、執行裁判所は執行停止の決定書を書記官に交付し、そこから 5 日以内に、書記官は、この執行停止の事実を財産管理人 (多くは債務者本人) に通知し、さらに不動産および高額な動産⁵⁴⁾についての評価報告書等を公開するために用意されているインターネットサイトに、その決定を公示する。

執行裁判所が決定する執行停止期間は、最長を 24 ヶ月として、裁量的に決められる⁵⁵⁾。執行停止の可否および執行停止の期間はもちろん、執行停

49) 第三者が、期日への出頭に変えて申述書を書留郵便によって送付するときは、期日において執行裁判所がその文書を確認するときまで、債権者らは合意執行停止の申立ができる。SOLDI, *op. cit.* (1), p. 1218; PETRILLO, *op. cit.* (1), p. 477; FRUS, *op. cit.* (1), p. 1190.

50) SOLDI, *op. cit.* (1), p. 1219; PETRILLO, *op. cit.* (1), p. 458; ASPRELLA, *op. cit.* (1), p. 3024; FRUS, *op. cit.* (1), p. 1190.

51) PORCARI, *op. cit.* (1), p. 971; ASPRELLA, *op. cit.* (1), p. 3024. は、これは不変期間ではないので、執行裁判所の裁量で伸張できるとする。

52) FRUS, *op. cit.* (1), p. 1189.

53) ASPRELLA, *op. cit.* (1), p. 3025; FRUS, *op. cit.* (1), p. 1193.

54) 現行では、第 490 条第 2 項により、「25,000 ユーロを超える動産」とされる。

止になんらかの条件を付すことについても、執行裁判所に広い裁量権が認められている⁵⁶⁾。ただし、棄却するときは理由づけが必要である⁵⁷⁾。

(5) 債権者による合意執行停止取消の申立て・同意の撤回

合意執行停止が債務名義を有するすべての債権者の統一的な意思に基づくものとされる以上、そのうちのただ一人の債権者でもこの取消しを申立てたときは、執行裁判所は、債務者の意見を聴いたうえで、いつでもこれを取り消すとされている⁵⁸⁾。そもそも、合意執行停止の制度は債務者に債務の弁済を強制する趣旨のものではないので、和解協議が不首尾となったならば、執行手続は債権者の意思によって再開できなければならないからである。

また、執行手続の停止が生じた後に債務名義を得た債権者であっても、合意執行停止に不同意の意思表示をすることが許されると考えられている⁵⁹⁾。

いっぽうで、執行裁判所が職権で合意執行停止を取り消すことができるかどうかについては、これを肯定する学説はあるが⁶⁰⁾、この制度趣旨が紛争解決に対する当事者意思の尊重にある以上、通説はこれを否定する⁶¹⁾。

55) PETRILLO, *op. cit.* (1), p. 464.

56) ASPRELLA, *op. cit.* (1), p. 3025.; FRUS, *op. cit.* (1), p. 1193. も基本的には執行裁判所の裁量権は認めるが、その一方で、当事者の自由意思による合意は裁判官によって尊重されるべきであり、重大な理由があるときを除き、24ヶ月という範囲内で、停止期間についても当事者意思に従うことが求められると説く。

57) CROCINI, *op. cit.* (1) Sec. 1.

58) SOLDI, *op. cit.* (1), p. 1219. は、ここに執行裁判所が裁量権を行使する余地はないとする。また、執行裁判所が、債権者間の意思の齟齬を探知したときは、釈明権を行使して意思の確認をすべきともいう。いっぽう、ASPRELLA, *op. cit.* (1), p. 3025. は、これに反対する。

59) PETRILLO, *op. cit.* (1), p. 472.

60) PORCARI, *op. cit.* (1), p. 971. は、職権での取消を認める。職権による取消しの可否の議論は、条文の文言解釈を原因として生じている。条文は、“anche su richiesta di un solo creditore” となっており、この anche (英語の also または even に相当する。) を「(全債権者の統一的意思による取消しが望ましいところだが) 一人の債権者だけであっても」と読むか「(職権で取り消せるところ) 債権者の申立てによっても」と読むかによって、結論が異なることになる。

2 執行停止期間の経過 (2項)

執行停止期間が経過したとき、つまり和解的解決の試みが不首尾に終わったときは、この期間満了から10日以内に⁶²⁾、執行手続に利害関係をもつ当事者は、執行手続を続行すべき期日を定めるための申立書を、執行裁判所に提出しなければならない⁶³⁾。

ここでいう利害関係をもつ当事者に、無名義債権者を含めうるかどうかは明瞭ではない。合意執行停止は、債務名義を持つ債権者のみが発動できる制度であるため、この観点に立てばこれは否定されることになる⁶⁴⁾。しかし、無名義債権者は、合意執行停止の申立から始まり、執行裁判所による執行停止の決定から数ヶ月の停止期間のあいだ、いかなる手続的行為もできないのであるから、自身の手続的権能を回復する効果をもつこの期日指定の申立について、無名義債権者にもこの申立権を認める合理的な理由はあると考えられる⁶⁵⁾。

この申立がなされなかったときについての規定はないが、民事訴訟法第630条第1項の規定が類推適用され、執行手続は消滅すると考えられている。この規定は「法律に明文の定めがある場合を除き、強制執行手続は、当事者がそれを続行せず、または法律もしくは裁判官によって定められた確定期間においてこれを再開しないときは、消滅する」としている。第630条第1項は、第627条が定める執行手続の再開に対応する規定であるが、第627条であれ、合意執行停止に関する第624条の2であれ、再開に際してすべき訴訟行為は「期日指定の申立て」なので、両者を区別する

61) PETRILLO, *op. cit.* (1), pp. 472ss.; PETRILLO, *op. cit.* (1), p. 472.; ASPRELLA, *op. cit.* (1), p. 3025.

62) 通常期間と考えられているので、遅延してもペナルティはない。SOLDI, *op. cit.* (1), p. 1219.; CABRINI, *op. cit.* (1), p. 2510.

63) PETRILLO, *op. cit.* (1), p. 477. は、利害関係人からの続行期日の申立てがなかったとしても、執行裁判所が職権で手続消滅宣言をして続行期日を定めうる、とする。

64) 通説は、無名義債権者の続行期日申立てを否定する。PORCARI, *op. cit.* (1), p. 971.; PETRILLO, *op. cit.* (1), p. 475.; ASPRELLA, *op. cit.* (1), p. 3026.

65) SOLDI, *op. cit.* (1), p. 1219.

理由はないと考えられている。

なお、この執行手続の停止は一度しか申し立てることができないので、延長の余地はないことになる⁶⁶⁾。

3 合意執行停止の決定の効果

執行裁判所による執行手続の停止の決定の効果は、民事訴訟法第626条が規定している。

民事訴訟法第626条 [執行停止の効果]

執行手続が停止されたときは、いかなる執行行為もすることができない。ただし、執行裁判所がこれと異なる処分をした場合は、この限りではない。

停止の効果は、将来に向かってのみ効力を生じる。したがって、執行手続の停止の前にすでになされていたすべての執行行為の効果は、そのまま維持される。また、執行手続の停止中になんらかの確定期間の満了が生じても、停止の効果に影響は与えない⁶⁷⁾。

いっぽうで、執行手続の停止の決定と同時にまたはその後で、執行裁判所がなんらかの保存行為、管理行為または必要と思われるその他の行為を命じることは妨げられない⁶⁸⁾。たとえば、動産執行において腐敗毀損しやすい財産の売却を命じることや、動産執行および不動産執行において債務者が財産管理人となっている場合にこれを他の者に交替させる、などの措置などは可能である。

66) CABRINI, *op. cit.* (1), p. 2510; PETRILLO, *op. cit.* (1), pp. 470ss. は、これに反対し、総じて24ヶ月を超えない範囲での延長の可能性を認めるべきとする。

67) CROCINI, *op. cit.* (1) Sec. 2.

68) CROCINI, *op. cit.* (1) Sec. 2.

4 不服申立方法

第 624 条の 2 は、合意執行停止の決定に対する不服申立の方法については、なにも規定していない。

しかし、たとえば、全債権者の同意があるにもかかわらず執行裁判所が根拠なく申立てを却下したり、または反対に債務名義を備えた債権者の反対意見があるにもかかわらず停止を認めるときは、なんらかの不服申立ができるはずである。

執行異議が申し立てられた場合における執行手続の停止 (624 条) においては、執行停止の決定に対しては、第 669 条の 13 に規定される合議体への異議⁶⁹⁾の方法によるべきことが明文で規定されている。

これとの比較において、第 624 条の 2 には、第 669 条の 13 により異議申し立てすべきとする文言が欠けている。このことから、通説は、合意執行停止の決定に対する不服申立は、原則的な不服申立方法である通常の執行異議 (617 条) のみが許されると解釈すべきであろうとする⁷⁰⁾。合議体への異議という制度自体、簡易迅速に不服の内容を判断すべき特殊な場合にのみ認められるべき不服申立方法と考えられるからである。

第 5 合意執行停止制度の日本に対する示唆

冒頭で指摘したように、我が国の民事執行手続においては、ひとたび差押えがなされて執行手続が進行し始めたとき、債権者と債務者が和解によって目的物の売却を回避するという方法は、制度的には用意されていない⁷¹⁾。つまり、我が国において強制執行の停止を規定するのは、裁判に対する上訴または異議があった場合などに関する民事訴訟法第 403 条、民事

69) 第 669 条の 13 「合議体への異議の提起 *reclamo*」は、合議体構成員たる単独裁判官がした保全命令についての異議は、当該合議体に申し立てると規定する。

70) SOLDI, *op. cit.* (1), p. 1219; ASPRELLA, *op. cit.* (1), p. 3025; これに反対するものとして、FRUS, *op. cit.* (1), p. 1194.

71) 我が国における実務上の運用の概要をまとめた比較的新しい文献として、史明洲・前掲 (6) 148 頁以下、がある。

執行手続において執行文付与に対する異議の訴えまたは請求異議の訴えがあった場合に関する第36条第1項、第三者異議の訴えがあった場合に関する第38条第1項、および債務名義に対する反対名義となる各種の執行停止文書に関する第39条などである。

また、全ての債権者が債務者と弁済に関して一定の合意をする方法としては、民事再生手続が思いつくが、確かに民事再生手続開始決定によって強制執行手続は失効するけれども（民事再生法第39条第1項）、これには債務者の倒産という強烈的な結果が伴うため、イタリア共和国の合意執行停止制度とは指向性が異なるものとなる。

そうすると、全ての債権者を対象として債務者が私的整理を試みるほか手はないと思われるが、私的整理の開始によって執行手続を止める根拠はない。そして、執行手続が止まらない限り、債権者が思い描くような合意に至るための時間的な余裕は望むべくもなく、また債務者がその意に反して不利な条件を呑まざるを得なくなるという危険もないとは言えない。むしろ、協議が整うかどうかわからない段階で、差押債権者がとりあえずの強制執行の取下げに応じるとも思えない。

そもそも、差押債権者および配当要求権者にとっても、強制執行手続においては差押えの目的物が実勢の価値より低く売却されたり（不動産執行における買受可能価額に関する民事執行法第60条第3項）、入札者がいないなどの理由で売却自体が成立しないかもしれないというリスクがある。したがって、債権者にとっても、強制執行手続に着手したからには最終的に売却を経ての配当等を目指すとしても、それでもなおより有利な内容で弁済を得るための協議を債務者で行う合理的な理由はあると言うべきである。

この点、冒頭で紹介した、我が国においても平和的解決手続を創設しようという先駆的な提言⁷²⁾は、財産開示手続が開始されると期日外で債権者と債務者が和解にいたるケースが珍しくないことから、債権者が具体的な

72) 小柳・前掲(3) 350頁

財産を発見するに至っていない段階での財産開示手続における和解を提案する。この提言に対しては、こういった制度は執行妨害のとしての手段に墮する可能性や、裁判所が一方で債務名義を成立させておきながら他方で支払いの猶予を内容とする計画の作成に関与することを論理矛盾と指摘するなど、反対論が展開されているようである⁷³⁾。

しかし、なんらかの弁済計画を協議するための執行停止の制度を、イタリア共和国の合意執行停止制度のように、債権者によって申立てられるべきこととすれば、執行妨害の手段として利用されることはなくなる。

また、強制執行手続が債務名義の内容をただ機械的に実現する制度と理解する必要はなく、債務名義そのものは尊重しつつ、執行裁判所がその時々状況に応じて柔軟な対応をすること自体は、否定されるべき理由は無い。

反対論者の多くは、強制執行の停止は債務者に利益があるだけであり、迅速な執行の完了を求める債権者側にはなんのメリットもないと考えているのかもしれない⁷⁴⁾。しかし、先に述べたように、時間がかかったとしてもより多額の弁済を確保しうる、あるいは担保を提供されていなかった債権者が協定において担保権の設定を受けうるなど、債権者にメリットが生じる状況は容易に想像しうる。そうであるならば、強制執行の段階においても当事者がじっくりと協議する時間を確保することは、大いに意味のあることだと言わなければならない。

そして、多数の債権者と債務者の間で協議を調えるためには、債務者の資産や信用の正確な状況が明確となることが前提となるだろう⁷⁵⁾。その意味において、最近の民事執行法の改正によって、申立権者の範囲の拡大(197条)や不出頭または虚偽陳述に対する罰則の強化(213条)によって財産開示手続の実効性が高められたこと、そして債務者以外の第三者から

73) 同上

74) 町村・前掲注(2) 18頁

75) 町村・前掲注(2) 24頁、および小柳・前掲(3) 349頁以下も、財産開示の重要性を説く。

の情報取得手続が新設(204条以下)されたことは、ひとつのチャンスであると考えられる。すなわち、財産開示手続の期日を契機として、債権者と債務者の間で和解協議のための有効なステージを用意し得ると考えられるからである。